

## ○自動車教習所の指定等に関する内規

昭和63年11月17日  
公安委員会内規第1号

### (趣旨)

第1条 この内規は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）として指定する場合における手続、教習指導員及び技能検定員（以下「指導員等」という。）の審査並びに指定教習所の検査等について必要な事項を定めるものとする。

### (指定審議会の設置)

第2条 指定教習所として指定の申請があった場合において、当該教習所が法第99条、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第35条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6章に定める基準に適合するかどうかを審議するため、山口県警察本部に自動車教習所指定審議会（以下「指定審議会」という。）を置くものとする。

### (指定審議会の構成)

第3条 指定審議会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、警察本部長をもって充てる。

3 委員は、警務部長、交通部長、交通企画課長及び運転免許課長をもって充てる。

### (指定審議会の運営)

第4条 運転免許課長は、指定教習所としての指定の申請があったときには、審議に必要な資料を調査票（別記第1号様式）により取りまとめ、委員長に提出するものとする。

2 委員長は、前項の資料の提出があったときは指定審議会において審議し、当該教習所の指定の適否について意見を付して公安委員会に副申するものとする。

### (指定の申請)

第5条 指定教習所の指定申請書には、規則第35条に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 指導員等名簿（別記第2号様式）

(2) 教習所の管理運営について定めた所則又はこれに類する書類

- 2 規則第35条第7号の書類は、教習計画書（別記第3号様式）によるものとする。
- 3 規則第35条第8号の書類は、教習実績表（別記第4号様式）によるものとする。

（管理者）

第6条 令第35条第1項の規定により、要件を備えた管理者に対しては管理者証書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（審査）

第7条 法第99条の2第4項第1号イ及び法第99条の3第4項第1号イに規定する指導員等の審査申請は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「審査規則」という。）第3条及び第11条に規定する審査申請書等に住民票の写し（本籍地の入ったもの）及び履歴書を添付して提出させるものとする。

ただし、現に他の指導員等である場合は、審査申請書等のみを提出させるものとする。

- 2 指導員等の審査方法及び合格基準、審査合格証明書及び資格者証の交付、審査細目の免除、手数料の額その他審査に関する事項については、審査規則に定めるところによるものとする。

（選任及び解任）

第8条 管理者は、法第99条の2第1項及び法第99条の3第1項の規定により指導員等を選任したときは選任届（別記第6号様式）を、解任したときは解任届（別記第7号様式）を提出するものとする。

- 2 前項に規定する選任届の提出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年山口県規則第80号）の規定の例により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（検定車）

第9条 技能検定に使用する自動車は、公安委員会が指定した自動車（以下「検定車」という。）とする。ただし、当該自動車は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章に定める保安基準に適合していなければならない。

- 2 管理者は、前項の指定を受けようとするときは、検定車両指定申請書（別記第8号様式）により公安委員会に申請するものとする。この場合において、当該申請に係る自動車が登録自動車（道路運送車両法第4条に規定する登録を受けた自動車をいう。）であるときは、自動車検査証の写しを添付するものとする。
- 3 公安委員会は、前項の申請があったときは、当該申請に係る自動車が別に定める検定車両基準に適合するかどうかを検査するものとする。

- 4 公安委員会は、前項の検査の結果、適合すると認めるときは、当該自動車を検定車として指定し、その旨を管理者に通知するものとする。
- 5 管理者は、検定車の指定を解除しようとするときは、公安委員会に検定車両指定解除申出書（別記第9号様式）を提出するものとする。

（技能検定の実施方法）

第10条 技能検定（技能審査を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- （1）検定コースは管理者が設定し、公安委員会の承認を得ること。
- （2）採点は、技能検定基準及び同実施要領により行うこと。

（卒業証明書等）

第11条 法第99条の5第5項に規定する卒業証明書、修了証明書及び技能検定に合格した旨の技能検定員の証明は、卒業証明書（別記第10号様式）又は修了証明書（別記第11号様式）により行うものとする。

（検査）

第12条 法第99条の6による検査は、次の区分により行うものとする。

- |      |       |
|------|-------|
| 総合検査 | 年1回以上 |
| 随時検査 | 必要の都度 |
| 抽出検査 | 必要の都度 |

（立会い）

第13条 指定教習所が技能検定を行う場合には、運転免許試験官を立会いさせ、技能検定の実施上の適否及び技能検定を受ける者の運転技能の程度等必要な検査をさせることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく立会いの方法は、一部立会い、一部同乗又は完全立会い、完全同乗とする。
- 3 法第99条第1項の規定により指定を受けた指定教習所に対しては、指定後6月間は完全同乗するものとする。

（その他）

第14条 この内規に定めるもののほか、指定教習所に対する指導上必要な事項については、警察本部長が別に定めるものとする。